

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○ ○）第● ●号 所得税更正処分取消等請求上告受理申立事件

国側当事者・国

平成21年11月26日受理

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（○ ○）第● ●号、平成20年8月28日判決、本資料258号－155・順号11013）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（○ ○）第● ●号、平成21年2月26日判決、本資料259号－36・順号11149）

決	定
申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	大石 篤史ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、1－2を除く部分を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、1－2を除く部分は、重要でないと認められる。

平成21年11月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 古田 佑紀

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 竹内 行夫